

病理解剖についてのご説明

この度はご家族（ご親族）の方のご逝去に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。

奈良県立医科大学では、お亡くなりになられた患者さんに対し、病理解剖をお願い致しております。担当医師より説明を受け、以下の文章をお読み頂き、病理解剖をご承諾頂けます際には、別紙署名欄にご遺族の代表の方のご署名を願い致します。

1. 病理解剖の目的

病理解剖は、生前の診断が妥当であったか、あるいは現在の診療技術では指摘出来なかった病気および異常がなかったかなどを明らかにするために行います。

病理解剖で判明した所見は、お亡くなりになられた方の病気の病態の解明に役立つだけでなく、ときにご家族の方の病気の発見や、同じような病気で苦しんでいる方々の診療や治療のために大変貴重な情報となります。

2. 病理解剖の手順

病理解剖の所要時間は平均約 2-3 時間で、その間、ご遺族の方には霊安室などでお待ち頂くこととなります。また、夜間にお亡くなりになられた場合には、基本的に翌朝に始めさせていただきます。病理解剖は資格を有する病理医によって、死体解剖保存法に則って厳粛に行われ、ご遺体は最大限、丁寧に扱わせて頂きます。

通常は胸及びお腹の中を調べます。病気の種類により、頭部（脳）なども調べさせて頂く場合がありますが、その際には担当医よりご説明申し上げ、ご許可を頂きます。

皮膚切開は、胸とお腹は終了後に衣類で隠れる範囲に限定して行い、頭部は髪の毛で隠れる様に切開を入れる様にします。いずれも、解剖終了後には、手術で用いられるものと同様のスキンステープラーで縫合させていただきます。なお、ステープラーは金属であるため、茶毘に付された際にその針が残存しますことをご了承下さい。

臓器や組織は体から取り出し、詳細な肉眼観察の後に、その一部から顕微鏡用標本を作製し、更に詳細な検討を行います。臓器は一定期間（通常 3-5 年間）保存した後に、礼をもって火葬に付されます。一方、顕微鏡観察用組織はパラフィンブロック（ロウに詰められた標本）として半永久的に保存され、顕微鏡標本は、これらのブロックを薄く削って作成します。

肉眼標本や顕微鏡標本は医学教育や研究目的で使用されることがありますが、その場合には患者さんのプライバシーを厳守しますことをご約束いたします。

病理解剖の結果は、日本病理学会が作成している日本剖検輯（しゅう）報にその概要が掲載されます。この書物は、日本全国からの病理解剖症例が登録される貴重な医学資料ですが、患者さんのお名前など個人を特定できる様な情報は掲載されず、プライバシーは守られます。

3. 結果の報告

病理解剖が終わった時点で主治医より肉眼所見をご説明します。病理解剖の最終報告までには、通常数ヶ月程度頂いております。その結果についてお知りになりたい場合、その他ご不明な点がある場合には、主治医までご連絡を下さいますようお願いいたします。

4. 法要（慰霊祭）

病院では、年に一度、9月に慰霊祭を開催させて頂き、ご遺族とともに慰霊をさせて頂いております。後日ご案内させて頂きますので、是非ご参列下さい。

5. 費用

病理解剖に健康保険は適用されませんが、経費は全て病院が負担いたします。ご家族に金銭的なご負担をお掛けすることは一切ございません。

病理解剖に関する遺族の承諾書

1. 亡くなられた方のお名前： _____ 様

ご住所： _____

2. 死亡年月日 年 月 日

3. 死亡の場所

奈良県立医科大学附属病院 病院長殿

上記の遺体が死体解剖保存法（昭和 24 年法律 204 号）の規定に基づいて病理解剖されることを承諾いたします。

病理解剖は亡くなられた方の死因を確認し、病気の成り立ちを解明するために行います。このため、病理解剖では主要臓器から上記の目的に必要な肉眼標本と顕微鏡標本を作製して診断します。

説明を受けられた項目にレ点をつけてください。

- 肉眼標本は一定期間保存され、礼意を失することなく、茶毘に付されます。
顕微鏡標本やパラフィン・ブロック（ロウに詰められた標本）は半永久的に保存されます。
- 病理解剖診断の結果は匿名化に留意して、日本病理剖検輯報に登録されます。
- 保存された標本を医学教育や医学研究に使用させて頂くことがあります。
学会や紙上発表の際には匿名化して、個人情報とは公開されません。
また、医学研究に用いる際には、別途倫理委員会の審査を受けます。

特記事項：（脳解剖の是非、ご遺族の希望等を記載）

病理解剖に関して、上記の説明を受け、承諾しました。

令和 年 月 日

氏名： _____ 印

死亡者との続柄： _____

住所： _____

説明者

所属： _____ 担当医名： _____